

政策 I-1-(2)-②

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	効果的なオフサイト・モニタリングの実施
16年度重点施策	① 効果的なオフサイト・モニタリングの実施 ② 主要行等向けの総合的な監督指針の策定 ③ オフサイト・モニタリング・システムの機能拡張
参考指標	① 報告徴求及び分析等の実施状況、オフサイト・モニタリング・システムの財務事務所等への展開状況、ヒアリング状況 ② 主要行等向けの総合的な監督指針の策定の状況 ③ モニタリング・システムの整備状況

2. 政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融機関が健全に経営されていること
重点目標	金融機関のリスク管理態勢が確立されていること

3. 政策の内容

金融を巡る環境の変化に適時に対応する監督体制を構築し、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促しています。

平成16年度においては、各業態の時々の実情を反映して効果的なオフサイト・モニタリングを実施すること、各業態向けの総合的な監督指針を策定すること、及び、オフサイト・モニタリング・システムの機能拡張を図ることとしました。

4. 現状分析及び外部要因

金融機関をとりまく様々なリスクが高まる中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、財務会計情報に加え、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等についてのモニタリングが必要となっています。また、我が国の金融を巡るコングロマリット化の進展等を踏まえた新たな監督体制を確立することも求められています。このほか、従来の早期是正措置及び早期警戒制度に加え、コーポレートガバナンスや経営の質、業務の適切性、地域貢献が収益力・財務の健全性に与える影響等の観点も取り入れた、より多面的な評価に基づく総合的な監督体系の

確立が必要となっています。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 効果的なオフサイト・モニタリングの実施

ア. オフサイト・モニタリングにおいては、金融機関の経営に関する情報を収集・徴求し、その分析を行うとともに、定期的な面談等を通じ、金融機関との意見交換を行いました。

イ. 間柄重視の地域密着型金融の着実な推進に重点を置く等、各業態毎にその特徴に即したオフサイト・モニタリングの充実を図り、監督行政の更なる充実を図りました。

ウ. 効率的なオフサイト・モニタリングを実施する観点から、金融機関に対して定期的に行っている徴求資料を見直し、都銀・長信銀、外銀支店については15件、信託銀行、地方銀行・第二地方銀行、信用金庫・信用組合については16件について廃止・削減しました。

② 主要行等向けの総合的な監督指針等の策定

ア. 16年5月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を策定したことに続き、「主要行等向けの総合的な監督指針」の策定について検討を開始しました。

イ. 証券会社については17年5月、保険会社については17年6月にそれぞれ、総合的な監督指針(案)を公表し、意見募集を行いました。また、16年12月には「信託会社等に関する総合的な監督指針」を、17年6月には「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」を策定しました。

③ 金融コングロマリットに対する監督体制の整備等

ア. 金融コングロマリット化の進展等による業態横断的監督業務の重要性の高まり及び国際的な監督業務の急増等を背景として、16年11月、「コングロマリット室」及び「国際監督室」を設置しました。

イ. 17年6月に、金融コングロマリット（銀行、保険会社、証券会社等のうち、2以上の業態の金融機関を含むグループ）に対する監督上の着眼点、及び監督の事務処理上の留意点等を明確化した「金融コングロマリット監督指針」を策定しました。

④ 預金取扱金融機関に係るモニタリング・システムの再構築

16年9月期の徴求報告から、預金取扱金融機関についてはオンラインでのデータ徴求が可能となり、17年6月末時点で約90%の金融機関がオンライン報告に移行しました。加えて財務事務所までシステム展開されたことから、迅速なデータ処理が可能となり、財務事務所での中小・地域金融機関への深度あるモニタリングがよりタイムリーに実施できるようになりました。

した。

(2) 評価

以上の効果的なオフサイト・モニタリングの実施に関する取組みにより、監督行政の充実が図られ、これにより、経営の健全性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促すことに資するものがあったと考えています。

① 効果的なオフサイト・モニタリングの実施

ア. オフサイト・モニタリングを通じて、金融機関の経営に関する情報を的確に把握・分析し、適時適切な監督上の対応につなげるとともに、金融機関との十分な意思疎通の確保が図られました。

イ. 《預金取扱金融機関》「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき、16年7月に「平成16事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」を策定し、特に間柄重視の地域密着型金融の着実な推進、金融機能の安定、利用者保護の確保と利便性の向上に重点を置いた適切な監督が行われました。

ウ. 《保険》再保険にかかる監督強化の観点から、再保険の保有状況等徴求項目の追加を行うなど、オフサイト・モニタリングの充実が図られました。

エ. 《証券》財務の健全性を示す指標が低い又はリスクを示す指標が急激に変動している等の証券会社に対して、各社の業務特性を踏まえた分析結果を還元することなどにより、証券会社自身によるリスク管理の適正化が促進されました。

オ. 金融機関に対して定期的に行っている徴求資料を見直すことで、オフサイト・モニタリングの効率化が図られました。

② 主要行等向けの総合的な監督指針等の策定

ア. 主要行等向けの監督に特化した「主要行等向けの総合的な監督指針」を策定することで、従来以上に多面的な評価に基づく総合的な監督行政の更なる充実が図られるものと期待されます。

イ. 「保険会社向けの総合的な監督指針」を策定し、同指針に基づき、オフサイト・モニタリングを実施することで、財務会計情報及びリスク情報等により、保険会社の経営の健全性の状況を常時把握する総合的な監督行政の更なる充実が図られるものと期待されます。

ウ. 「証券会社向けの総合的な監督指針」を策定することにより、業務が多様化する証券会社に対して監督行政の更なる充実が図られるものと期待されます。

エ. 信託業法、改正金融先物取引法の施行と併せて、それぞれ「信託会社等に関する総合的な監督指針」、「金融先物取引業者向けの総合的な監督指針」を策定したことにより、信託会社等及び金融先物取引業者に対する監督行政の更なる充実が図られるものと期待されます。

③ 金融コングロマリットに対する監督体制の整備等

「金融コングロマリット監督指針」に基づき、コングロマリット室を中心に各課室が連携を図ることによって、金融コングロマリット化に対応した実効性ある適切な監督が実施できるものと期待されます。

また、海外監督当局との2国間協議での定期的な意見交換、個別事案に関して関係する海外監督当局との随時の情報交換を行うことにより、海外監督当局との連携の強化が図られました。

④ 預金取扱金融機関に係るモニタリング・システムの再構築

財務会計情報とリスク情報を効率的に組み合わせた利用を通じて、多様な分析ニーズに対応できる、柔軟性・拡張性のあるシステムを再構築したことで、バーゼルⅡの実施等、新たな行政課題に対応できることが期待されます。

なお、預金取扱金融機関については、オンライン報告が可能となり、即時でのデータの形式的なエラーチェックも可能となるなど、事務の効率化や利便性の向上が図られるものと考えています。

これらのモニタリング・システムの整備は、監督手法の更なる向上に寄与するものと考えています。

6. 今後の課題

不良債権問題の再発防止はもとより、「金融改革プログラム」が目標とする「利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システム」の実現のため、「主要行等向けの総合的な監督指針」の作成及び同指針に基づいた着実な監督の実施が必要となります。更に、金融コングロマリットについても、金融コングロマリット監督指針に基づき、グループレベルでの監督を着実に実施していく必要があります。また、業態・テーマごとに検査・監督連携会議を設置・開催するなど、監督部局及び検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図り、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を適切に組み合わせることで、効率的なモニタリングを実施していくことが必要と考えています。

モニタリング・システムについては、金融機関の業務の多様化、金融コングロマリット化を踏まえ、今後、金融機関の健全性について、より迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組みが必要と考えられ、預金取扱金融機関以外の業態についても、厳しい予算状況の下、効率的なシステム機能強化等の検討が必要と考えています。

また、18年度末から実施が予定されているバーゼルⅡに先立ち、17年度末には金融機関が新規制に基づく予備計算を行うこととされています。金融庁においては、予備計算結果を踏まえて新たなリスク管理手法に沿った監督が必要となるため、徴求様式の変更等を含めコンピュータ・システムの機能強化が必要

と考えています。

更に、金融コングロマリット化に対応した実効性ある組織的な監督を行うとともに海外監督当局との積極的な意見・情報交換を通じた緊密な連携を強化していく必要があります。

以上を踏まえ、平成 18 年度において、モニタリング・システム等に係る予算要求、金融コングロマリット化等に対応した機構定員要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組み（金融機関の財務の健全性や業務の適切性について迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組み）の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、オフサイト・モニタリングの報告計数にかかる分析等の実施状況、モニタリング・システムの整備状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針
- ・ 保険会社向けの総合的な監督指針（案）
- ・ 証券会社向けの総合的な監督指針（案）
- ・ 金融先物取引業者向けの総合的な監督指針
- ・ 金融コングロマリット監督指針
- ・ 各業態の健全性指標の状況

10. 担当部局

監督局総務課、監督局総務課監督調査室、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第 1 課、監督局銀行第 2 課、監督局保険課、監督局証券課